

## 後見制度支援預金

令和元年8月1日現在

1. 商 品 名	後見制度支援預金
2. 販 売 対 象	・ 家庭裁判所が「指示書」を交付した個人
3. 期 間	・ 特に期間の定めはありません
4. 預 入 (受 入) (1) 預入 (受入) 方法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・ 随時預入可能ですが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です ・ 1円以上 ・ 1円単位
5. 払 戻 (支 払) 方 法	・ 随時払戻しできますが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です ①出 金…入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます ②定期送金…自動振込等により、指定された間隔(例えば3ヶ月毎)で指定金額を定期的に後見制度支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます
6. 利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・ 普通預金の利率(普通預金の適用金利は毎日の店頭表示の利率を適用します) 又は、無利息型 ・ 年2回(3月、9月)の当金庫所定の日(元金)に組入れします ・ 1年を365日とする日割計算 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として利息計算します
7. 税 金	・ 利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります
8. 手 数 料	—
9. 付加できる特約事項	・ 指示書の指示内容による取扱いのみとなります
10. 中途解約の取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧くださいか、または窓口へご照会ください

## 後見制度支援預金

<p>12. 苦情処理措置・紛争 解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫の平日営業日に、営業店または「お客様サポート室」（9時～17時、電話：0800-800-3345）にお申し出ください。</li> <li>・紛争解決措置 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫の平日営業日に、上記「お客様サポート室」または北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください          なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です          また、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）をご利用の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります 詳しくは、東京三弁護士会、「お客様サポート室」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください</li> </ul>
<p>13. その他参考となる べき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人では取扱いできません</li> <li>・「指示書」の交付申請は、成年後見を開始したまたは未成年後見人を選任した家庭裁判所（原則として、成年後見人または未成年被後見人の住所地の管轄の家庭裁判所）で行ってください</li> <li>・公共料金等の自動支払および給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取、I B契約はできません</li> <li>・本預金は口座開設店のみお取扱いいたします</li> <li>・マル優の利用はできません</li> <li>・「総合口座」の取扱いはできません</li> <li>・キャッシュカードの発行はできません</li> <li>・通帳によるATMでの利用はできません（窓口でのお取扱いに限定します）</li> <li>・現金でのお支払いはできません（管理口座への振替となります）</li> <li>・振込手数料（自動振込含む）にあたっては、所定の手数料をいただきます（詳しくは、「手数料一覧」をご覧ください）</li> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預積金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）なお、無利息型の場合は全額保護されます</li> </ul>

◎ くわしくは窓口にお問い合わせください。